

令和8年度障がい者相談支援従事者研修事業 仕様書

(目的)

第1 本研修は、以下の目的を達成するため実施する。

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

(期間)

第2 委託期間は、以下のとおりとする。

契約日から令和9年3月31日まで

(場所)

第3 開催場所は、以下のとおりとする。

岩手県内

(委託内容)

第4 委託内容は、以下のとおりとする。

なお、本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。

- (1) 研修の企画、募集、運営全般
- (2) 講師との打合せ、企画会議の開催及び連絡調整
- (3) 研修の実施
- (4) 講師の指導力向上を目的とした学習機会の設定
- (5) 研修に係る消耗品準備等
- (6) その他研修に関する業務

(講師)

第5 研修講師は、以下のとおりとする。

厚生労働省主催「主任相談支援専門員養成研修」の修了者及び岩手県が委嘱した「岩手県障がい福祉研修アドバイザー」等を中心とする。

(研修)

第6 研修は、以下のとおりとする。

- (1) 初任者研修

- ① 研修期間

7日間（42.5時間）

② 内容

- ア 障がい者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義(5時間)
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義(3時間)
- ウ 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義(3時間)
- エ ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習(31.5時間)

③ 対象者

- ア 障がい者の相談支援事業に従事しようとする者(相談支援専門員予定者等)
- イ サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を受講しようとする者等

④ 定員 90名程度

(2) 現任研修

① 研修期間

4日間(24時間)

② 内容

- ア 障がい福祉の動向に関する講義(1.5時間)
- イ 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義(3時間)
- ウ 人材育成の手法に関する講義(1.5時間)
- エ 相談援助に関する講義及び演習、コミュニティワーク(18時間)

③ 対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者等

④ 定員 70名程度

(3) 専門コース別研修

① 研修期間

1日間程度(講義及び演習)

別添研修日程を参照のこと。

② 内容

相談支援従事者研修事業の実施について(平成18年4月21日付け障発0421001各都道府県知事・各指定都市市長宛厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別紙「相談支援従事者研修事業実施要綱3(3)専門コース別研修②研修内容等」別表3を参考として実施すること。

③ 対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者等

④ 定員 120名程度

(別添)

1 障がい者相談支援従事者初任者研修

(1) 日程案

	日時	研修課程	会場
講義	7月	<p>[講義]</p> <ul style="list-style-type: none">○ 相談支援（障害児者支援）の目的○ 相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）○ 相談支援に必要な技術○ 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス○ 相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点○ 障害者総合支援法及び児童福祉法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解○ 障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手
インターバル実習①			
演習	7月	<p>[講義及び演習]</p> <p>相談支援におけるケアマネジメントに必要な視点と技術（プロセス体験学習）</p>	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手
インターバル実習②			
演習	8月	<p>[実践研究]</p> <p>ケア会議演習</p>	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手
インターバル実習③			
演習	8月	<p>[実践研究]</p> <ul style="list-style-type: none">○ スーパービジョンの体験○ 多職種連携・地域づくりの検討	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手
	計7日間	42.5時間	

日時及び会場は変更する場合があること。

(2) 委託内容案

① 相談支援（障害児者支援）の目的〔講義〕（1.5時間）

人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。

また、利用者理解、利用者の自己選択・自己決定の重要性について理解するとともに。障害児者の地域での生活の実情について理解する。

相談支援の基本的価値観は、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。

② 相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）〔講義〕（2.5時間）

エンパワメント及び本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、相談支援（障害児者支援）の基本的な姿勢について理解する。

利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。

③ 相談支援に必要な技術〔講義〕（1時間）

本人を中心とした（本人の選択・決定）支援を実施するに当たり、獲得すべき技術について理解する。

④ 相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス〔講義〕（1.5時間）

本人を中心とした（本人の選択・決定を促す）ケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。

⑤ 相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点〔講義〕（1.5時間）

各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。

相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。

（自立支援）協議会の目的、仕組み、機能について理解する。

⑥ 障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解〔講義〕（1.5時間）

障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。また、障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。

介護保険制度対象の障害者の障害福祉サービスを利用する場合の諸制度について理解する。

障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。

⑦ 障害者総合支援法等における相談支援（サービス提供）の基本〔講義〕（1.5時間）

障害福祉サービス等の提供における相談支援専門員とサービス管理責任者等の役割、両者の関係性を理解する。

サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。

⑧ 相談支援の実際（ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解）、実習ガイドンス〔講義及び演習〕（13時間）

ア 受付及び初期相談並びに契約、アセスメント（事前評価）及びニーズ把握（6時間）

基本相談支援の実際について修得する。

受付及び初期相談（インテーク）、契約の各場面で求められる実践的な技術を修得する。

利用者の主訴を明確にし、本人・家族等からの情報収集とその分析を通して相談支援専門員としての専門的な判断の根拠を説明できる技術を修得する。

また、アセスメントにおいて収集した情報から、専門職としてニーズを導くための技術を修

得する。

イ 目標の設定と計画作成（3時間）

基本相談支援を基盤とした計画相談支援の実際について修得する。

本人の意向とニーズを踏まえた目標設定と目標を実現するためのサービス等利用計画等の作成技術を修得する。

また、より適切で質の高いサービスを提供するためには、サービス等利用計画と個別支援計画等との連動が重要であることを理解する。

他の多様な職種とのアセスメント結果の共有やサービス等利用計画の原案に対する専門的見地からの意見収集の意義を理解し、サービス担当者等による会議の開催に係る具体的な方法を修得する。

ウ 評価及び終結（3時間）

基本相談支援を基盤とした計画相談支援の実際について修得する。

ケアマネジメントプロセスにおけるモニタリングの意義・目的や多職種との連携によるサービス実施の効果を検証することの重要性を理解する。

また、検証の結果、支援が集結されることの意義と留意すべきことについて理解する。

エ 講義（1時間）

研修における実習の位置付けと目的、実施方法を理解し、効果的な実習に結び付ける。

⑨ 実践研究〔事例研究〕（16時間）

ア 実践研究1（実践例の共有と相互評価1）（6時間）

自ら実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。

他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。

イ 実践研究2（実践例の共有と相互評価2）（4時間）

自ら再実施したアセスメント及びプランニング等について、その根拠を踏まえて分かりやすく説明できる技術を修得する。

他者からの多角的な意見により視点が広がり、アセスメントが深まることを理解する。

ウ 実践研究3（実践研究とサービス等利用計画作成）（6時間）

グループによる実践研究を通じて、サービス等利用計画作成についての理解を深め、技術を修得する。

⑩ 研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り〔講義及び演習〕（2.5時間）

研修全体の振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽意欲を高める。

また、研修受講者間でのネットワークの構築を図る。

⑪ 相談支援の基礎技術に関する実習〔実習〕

ア 相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習1

実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。

イ 相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習2

実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践に当たっての留意点や今後の学習課題等を認識する。（上記、実践研究1における相互評価を踏まえ、再アセスメントを実施し、プランニング内容の修正を行う。）

ウ 地域資源に関する情報収集

相談支援（ケアマネジメント）に活用する地域資源の実際について理解する。

2 障がい者相談支援従事者現任研修

(1) 日程案

	日時	研修課程	会場
講義	11月	[講義] ○ 障害者総合支援法及び児童福祉法等の現状 ○ 本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法 ○ 実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手
インターバル実習 I			
演習	12月	[演習] ○ 個別相談支援とケアマネジメント	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手
		[演習] ○ 相談援助に求められるチームアプローチ（多職種連携）	
インターバル実習 II			
演習	1月	○ 地域をつくる相談支援（コミュニティソーシャルワーク）の実践	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手
	計4日間	24時間	

日時及び会場は変更する場合があること。

(2) 委託内容案

① 障害者総合支援法及び児童福祉法等の現状 [講義] (1.5時間)

障害者総合支援法等に関する最新の動向、障害児者及びその家族等の地域生活を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。

② 本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法 [講義] (3時間)

相談支援の基本姿勢等を再確認するとともに、個別の相談援助技術と地域援助技術の役割とそのつながりについて理解する。

③ 実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法 [講義] (1.5時間)

相談支援専門員の人材育成方法としての経験から学ぶ省察的思考の重要性について理解する。具体的な実施方法として実践研究及びスーパービジョンの理論と方法について理解する。

④ 個別相談支援とケアマネジメント [講義及び演習] (6時間)

本人を中心とした個別の相談支援の実践に必要な相談支援の技術について説明できる。

自身の個別の相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気付く。

個別の相談支援の実践例を振り返り、検討することで個別相談支援の能力の向上を図る。

- ⑤ 相談援助に求められるチームアプローチ（多職種連携）〔講義及び演習〕（6時間）
他の多様な職種に対する理解・尊重に基づいてチームを組織し、円滑に機能させるための技術の向上を図る。
- ⑥ 地域をつくる相談支援（コミュニティワーク）の実践〔講義及び演習〕（6時間）
地域をつくる相談支援の実践に必要な価値、知識、技術について理解を深める。
自身の地域をつくる相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気付く。
地域を作る相談支援の実践例を活用し検討することで地域援助の能力を獲得する。

3 障がい者相談支援従事者専門コース別研修

(1) 日程案

日時	研修課程	会場
2月	〔講義及び演習〕 ○別途打合せにより決定する	盛岡市三本柳 8-1-3 ふれあいランド岩手

日時及び会場は変更する場合があること。

令和8年度サービス管理責任者等研修事業仕様書

(目的)

第1 本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識・技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とし実施する。

(期間)

第2 委託期間及び研修期間は、以下のとおりとする。

(1) 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

(2) 研修期間

6日間（基礎研修：2日間、実践研修：2日間、更新研修：2日間）

※ 別添研修日程を参照のこと。会場や定員により開催日数は変動しても差し支えないこと。

(場所)

第3 開催場所は、以下のとおりとする。

岩手県内

(内容)

第4 委託内容は、以下のとおりとする。

(1) 研修の企画、募集及び運営全般

(2) 講師との打合せ、企画会議の開催及び連絡調整

(3) 研修の実施

ア 基礎研修（15時間）

(ア) サービス管理責任者等の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義

(イ) サービス提供プロセスの管理に関する演習

イ 実践研修（14.5時間）

(ア) 障害福祉の動向に関する講義

(イ) サービス提供に関する講義及び演習

(ウ) 人材育成の手法に関する講義及び演習

(エ) 多職種及び地域連携に関する講義及び演習

イ 更新研修（13時間）

(ア) 障害福祉の動向に関する講義

(イ) サービス提供の自己検証に関する演習

(ウ) サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習

(4) 講師の指導力向上を目的とした学習機会の設定（学習機会について委託期間内に1回以上設定すること。）

(5) 研修に係る消耗品準備等

(6) その他研修に関する業務

※ 研修カリキュラムには、以下の内容をカリキュラムに含めること。

- ・地域移行推進における個別支援計画書「私の希望する暮らし」（平成21年3月 岩手県作成）

・研修資料「ケア会議の進め方・モニタリング会議の進め方」（平成 24 年度岩手県発行）

（講師）

第 5 研修講師は、厚生労働省主催「サービス管理責任者等指導者養成研修」の修了者、岩手県が委嘱した岩手県障がい福祉研修アドバイザー等を中心とする。

（対象者）

第 6 研修対象者は、以下のとおりとする。ただし、定員については契約締結後に県と協議の上決定するものとする。

区分	対象者	定員
基礎研修	サービス管理責任者等として従事しようとする者で、以下のいずれかに該当する者 (1) サービス管理責任者等の要件である実務経験年数を満たしている者 (2) 受講申し込み時点で、実務経験年数を満たすまでの期間が 2 年以内の者	200 名程度
実践研修	サービス管理責任者等として従事しようとする者で、以下のいずれかに該当する者 (1) サービス管理責任者等基礎研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講も含む）を修了後、本研修を受講するまでの 5 年間に、相談支援業務又は直接支援業務に 2 年間従事した者 (2) サービス管理責任者等基礎研修の受講開始日においてサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者であって、サービス管理責任者等基礎研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分）の受講も含む）を修了後、本研修を受講するまでの 5 年間に、個別支援計画作成の業務に 6 か月以上従事した者 (3) 過去にサービス管理責任者等研修等を修了後、所定の期間内にサービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかった者	200 名程度
更新研修	現にサービス管理責任者等として従事している者又は今後サービス管理責任者等として従事しようとする者	200 名程度

（留意事項）

第 7 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日付け障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。

(別添)

令和8年度サービス管理責任者等研修日程

日程	受講者数	科目	内容	
基礎研修 (15時間)	10月頃	200名程度	<p>1 サービス管理責任者等の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義</p> <p>2 サービス提供プロセスの管理に関する演習</p>	<ul style="list-style-type: none">○ オリエンテーション○ サービス提供の基本的な考え方○ サービス提供のプロセス○ サービス等利用計画と個別支援計画の関係○ サービス提供における利用者主体のアセスメント○ 個別支援計画作成のポイントと作成手順 ○ 個別支援計画の作成(演習)<ul style="list-style-type: none">・ ケア会議(事例提供、アセスメント)・ 個別支援計画作成※ 「私の希望する暮らし」を活用すること。○ 個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)及び記録方法(演習) ○ 受講後アンケート
実践研修 (14.5時間)	11月頃	200名程度	<p>1 障害福祉の動向に関する講義</p> <p>2 サービス提供に関する講義及び演習</p> <p>3 人材育成の手法に関する講義及び演習</p> <p>4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 障害者福祉施策・児童福祉施策の最新の動向(講義) ○ モニタリングの方法(講義・演習)○ 個別支援会議の運営方法(講義・演習) ○ サービス提供職員・支援提供職員への助言・指導について(講義・演習)○ 実地教育としての事例検討会の進め方(講義・演習) ○ サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の役割(多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理)(講義)○ (自立支援)協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組(講義)○ サービス担当者会議と(自立支援)協議会の活用についてのまとめ(演習)
更新研修 (13時間)	1月～2月頃	200名程度	<p>1 障害福祉の動向に関する講義</p> <p>2 サービス提供の自己検証に関する演習</p> <p>3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 障害者福祉施策・児童福祉施策の最新の動向 ○ 事業所としての自己検証(演習)○ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての自己検証(演習)○ 関係機関との連携(演習) ○ サービス管理責任者等としてのスーパービジョン(講義)○ 事例検討のスーパービジョン(演習)○ サービス提供職員等へのスーパービジョン(演習)○ 研修のまとめ(演習)